

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第1号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の名称を改めることに伴う関係規則の整理に関する規則

第1条 この規則は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の名称を改めることに伴い、関係規則の整理について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規則の施行の際現に施行されている規則の題名及び本則（本則の規定に基づく別表、別記及び様式を含む。）中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を「大阪広域環境施設組合」に改める。

2 前項の規定は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規約の一部の施行期日を定める規則（平成26年規則第1号）には、適用しない。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。